

治安維持法犠牲者への謝罪と国家賠償を求める意見書

1925年に制定された治安維持法によって、廃止される1945年までの20年間に、侵略戦争に反対した革新政党、労働組合、農民組合、宗教団体を初め、平和主義者、知識人、文化人まで、数十万人の人々が逮捕され、主権在民、言論、集会、結社など、基本的人権を求めるすべての運動と思想までが徹底弾圧された。

しかし、日本が敗戦に当たり、ポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は反人道的悪法として廃止され、この法律によって有罪判決を受けた人は無罪となった。

1971年に国際法となった「戦争犯罪と人道に反する罪に時効はない」という条項を批准している西欧諸国では、今日もなお戦犯追及が行われ、犠牲者には謝罪と賠償が行われている。また、条項を批准していないアメリカ、カナダでも、戦争中の日系人の強制収容者に対して、謝罪と賠償が行われている。このことは日本でも、治安維持法犠牲者が政府に対して、陳謝と国家賠償を要求することの正当性を証明している。

したがって、国においては、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

大阪府三島郡島本町議会